

事務連絡
令和2年5月26日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局看護課

「地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業」の
活用等について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療人材の確保については、「新型コロナウイルス感染の拡大に対応する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて」（令和2年5月8日付け事務連絡）において、地域における医療人材の確保に関する考え方及び都道府県において対策を進めていただく際に活用可能な令和2年度の補正予算の内容等についてお示ししているところです。

今般、これに関連し、「地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業」を公益社団法人日本看護協会へ委託が予定しております。全国で緊急事態宣言が解除されましたが、医療機関及び宿泊療養施設等における感染者対応や帰国者・接触者相談センター等での対応等、地域の新型コロナウイルス感染症対策において看護職員の存在が求められる活動は継続的に必要であり、各都道府県におかれては、そうした活動における看護職員確保のため、本事業の積極的なご活用をお願いします。本事業の内容については別添1をご参照ください。

また、看護職員の確保対策は、各医療機関等における取組も必要ですが、地域の医療提供体制を維持するためには、それぞれの地域における人的資源の確保・活用について対策を検討することが求められます。既に、複数の都道府県において、地域内での看護職員確保に関する具体的な取組が実践されており、別添2のとおり、実践例をまとめましたのでご参考としていただくようお願いします。加えて、看護職員の派遣にあたり、医療機関等及び看護職員向けQ&Aを別添3のとおり作成しましたので、併せてご活用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症対応に関連する看護職員関係の予算等について別添4のとおりまとめておりますので、ご参照いただき、地域の実情に応じた必要な事業等をご活用くださいますようお願いいたします。

本事務連絡においてお示しする別添1～4については、新型コロナウイルス感染症への対応として地域の医療提供体制を検討する際にご活用をお願いする

ものです。感染拡大を引き続き警戒する必要がある地域においてはもちろんのこと、現時点で医療提供体制が十分に確保されている都道府県等におかれても、次なる感染拡大の可能性に備え、地域における必要な人材確保等の仕組みを整備しておく必要があることから、それらの検討を進める上でご活用ください。

【照会先】

厚生労働省医政局看護課

担当者：村井

電話：03-5253-1111（内線 4171）